

消防・防災

春季全国火災予防運動 「火の用心 ことばを形に 習慣に」 (平成29年度全国統一防火標語)

3月1日～7日までは春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、市民の皆さんに防火防災に関する意識をさらに高めていただくことで火災の発生を予防し、尊い生命と貴重な財産を守ることが目的です。

この時季は空気が乾燥し火災発生の危険性が高まる時期ですので、火の取扱いには十分注意してください。1人ひとりのこころがけで、火災のない安全な街づくりを目指しましょう。

▶電池による火災に注意

昨年、市庁舎でリチウム電池が原因の火災が発生しました。市民の皆さんも電池の適正な使用をお願いします。

電池には「充電することができるもの」と「充電することができないもの」があります。電池は、「使用上の注意」などを確認して使用しましょう。

詳しくは、予防課(☎363-0263)へ。

高圧ガス保安法に基づく申請などの窓口が変更

市域における高圧ガス保安法の権限が県から市に移譲されます。これに伴い市内の高圧ガス施設に関する各種申請・届出などの手続きが変更になります。

▶変更日 4月2日(月)～

▶申請など窓口 消防局指導課(中央区大江3丁目1-3)

▶手数料納付 窓口での現金納付

※熊本県収入証紙は使用できません。

詳しくは、市・県ホームページまたは各担当窓口へ。

(消防局指導課 ☎363-7173)



Jアラートを活用した防災行政無線などのテスト放送

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、テスト放送などを実施します。Jアラートを活用して情報伝達手段を自動起動させ、以下の手段で放送(配信)します。

▶日時 3月14日(水) 午前11時ごろ

▶内容

・防災行政無線・緊急告知ラジオ

チャイム音→「これは、Jアラートのテストです」(3回)

+「こちらは、防災熊本市役所です」→チャイム音

・災害情報メール

「これは、Jアラートのテストです」
(危機管理防災総室 ☎328-2490)

危険物許可申請・届出の窓口が変わります

市内の危険物施設に関する各種申請、届出の受付は、その施設の設置場所や常置場所を管轄する消防署が窓口となって行います。

▶3月31日まで 消防局指導課

▶4月1日から

区	窓 口
中央	中央消防署指導課(中央区大江3丁目1番3号)
東	東消防署指導課(東区東町4丁目6番17号)
西	西消防署指導課(中央区米屋町1丁目12番1号)
南	南消防署指導課(南区平田2丁目13番1号)
北	北消防署指導課(北区四方寄町514番地1)

※中央区の一部は西消防署の管轄になりますので確認をお願いします。

詳しくは、市ホームページまたは各担当窓口へ。

(消防局指導課 ☎363-7173)

衛生・上下水道

飲用水の安全に注意を

飲用水に貯水槽や井戸を使う方は、次の点に注意して管理しましょう。

▶水道水・井戸水を一旦タンク(貯水槽)に貯めて、蛇口に供給する方(高層の共同住宅など)

管理者による貯水槽などの適切な管理が必要です。毎年1回、貯水槽の清掃および水質検査を実施してください。

▶個人や共同で井戸を掘り、蛇口に繋ぐ方(未給水区域内の住宅など)

給水開始前に、水質検査を実施してください。また、給水開始後も毎年1回以上水質検査を実施してください。

井戸の周辺は常に清潔に保つようしてください。

詳しくは、生活衛生課(☎364-3187)へ。

使用を再開する浄化槽は事前準備が必要です

浄化槽の使用を再開する前に、保守点検業者に連絡してください。機器の調整や薬剤の補充など、事前に準備が必要です。使用再開後は浄化槽の機能維持のため、定期的に保守点検や清掃、法定検査を実施してください。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

上下水道局時間外窓口の電話番号をお間違えなく

夜間・休日の上下水道局の時間外窓口の電話番号は(☎381-0012)

掛け間違えると、間違えた先の電話番号のお客様に大変なご迷惑をおかけしますので、くれぐれも間違わないように、注意をお願いします。

(上下水道局総務課 ☎381-4061)

生活用の水使用量 (1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成29年度(1月)
目標 218ℓ (平成30年度までに)
223ℓ

3月22日は「世界水の日」です。
水について考える機会にしてみませんか?

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

環境・ごみ

ルール違反は周囲の方々の迷惑に! ごみ出し三原則を守りましょう

原則1 きちんと分別しましょう

- ・分別の種類は「家庭ごみ・資源収集カレンダー」で確認してください。
- ・ごみの種類によって収集場所が異なる場合がありますので、注意してください。

原則2 決められた日に出しましょう

- ・必ず当日の朝から、午前8時半までに出してください。

原則3 決められた場所に出しましょう

- ・各町内自治会(集合住宅の場合は管理者)などで決められた場所に出してください。
- 出す場所が分からない場合は、近所の方に尋ねるか、町内自治会や住宅の管理者などにお尋ねください。

ごみ置き場はきれいに使いましょう

みんなで使う場所です。ルールとマナーを守ってごみを出してください。

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

事業ごみは市の収集には出せません

「事業ごみ」とは、店舗・事務所・病院・学校・農業などの業種や規模にかかわらず、事業活動に伴って生じたすべてのごみのことです。

事業ごみは、事業者の責任で適正に処理することが法律および条例で義務付けられています。たとえ少量であっても、本市の収集に出すことはできません。

事業者が自ら処理施設に持ち込むか、本市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の許可を持つ業者に処理を委託してください。

詳しくは、熊本市一般廃棄物処理業協同組合(☎285-8882)または市ホームページ(「一般廃棄物収集運搬業」で検索)へ。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

雇用・経済

再就職準備セミナー・求職者向け 合同就職面談会

無料

中高年齢者を対象とした再就職準備セミナーや正社員など採用予定の企業が一堂に集まる就職支援イベントです。合同就職面談会は企業と自由に面談いただけます。

▶期日 3月10日(土)

▶場所 勤労者福祉センター大会議室(中央区黒髪3丁目3-12)

▶対象 どなたでも(学生除く)

▶申込み 当日直接会場へ

■再就職準備セミナー

▶時間 午前11時～午後0時半

▶講師 桑原 たか子さん(企業経営コンサルタント)

■合同就職面談会

▶時間 午後1時～4時

▶内容 個別企業ブースによる面談(20社予定)
※3月2日頃から市ホームページで公開。

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

